第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

⑵　児童指導員等を配置する場合	
㈠　利用定員が５人の場合	309単位
㈡　利用定員が６人の場合	258単位
㈢　利用定員が７人の場合	221単位
㈣　利用定員が８人の場合	193単位
㈤　利用定員が９人の場合	172単位
㈥　利用定員が10人の場合	155単位
㈦　利用定員が11人以上の場合	103単位
⑶　その他の従業者を配置する場合	
㈠　利用定員が５人の場合	182単位
㈡　利用定員が６人の場合	152単位
㈢　利用定員が７人の場合	130単位
㈣　利用定員が８人の場合	114単位
㈤　利用定員が９人の場合	101単位
㈥　利用定員が10人の場合	91単位
㈦　利用定員が11人以上の場合	61単位
９　１のイの⑴若しくは⑵又はロの⑴を算定する指定放課後等デイサービス事業所であって、常時見守りが必要な就学児への支援や就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者及び注８の加算の算定に必要となる理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（イ又はロを算定する場合にあっては、注３又は注４の加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等又は保育士を２以上配置している場合に限る。）において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注５の⑵を算定している場合は、加算しない。	（新設）
イ　理学療法士等を配置する場合	
⑴　利用定員が10人以下の場合	209単位
⑵　利用定員が11人以上20人以下の場合	139単位
⑶　利用定員が21人以上の場合	84単位
ロ　児童指導員等を配置する場合	
⑴　利用定員が10人以下の場合	155単位
⑵　利用定員が11人以上20人以下の場合	103単位
⑶　利用定員が21人以上の場合	62単位
ハ　その他の従業者を配置する場合	
⑴　利用定員が10人以下の場合	91単位
⑵　利用定員が11人以上20人以下の場合	61単位
⑶　利用定員が21人以上の場合	36単位